

## 公民連携課題解決型対話の実施に関する質問事項及びそれに対する回答

平成 26 年 1 月 14 日 午後 5 時現在

質問月日	質問内容	回 答
1 月 10 日	対話の実施は 1 回だけとなるのか。	「公民連携課題解決型対話」としては、1 回のみの実施となりますが、いただいた提案内容によっては、継続的に任意で対話を続けることをお願いする場合があります。
〃	インセンティブを付与する事業者名については、付与対象事業者のみへ通知を行うのか。	インセンティブを付与する事業者名を公表するかどうかは、対話の中で、事業者から意見を伺いながら、今後の事業実施に向けたグループ組成を行いやすいよう配慮し、最終的な判断をしたいと思います。 対話参加者は、公表を予定していますが、一律に公表するとなれば、グループ組成の動機づけがしやすくなるというメリットがあります。しかしその一方では、インセンティブを得られなかった企業の評価低下にもつながりかねませんので、慎重に判断したいと思います。
〃	インセンティブを与えられた 2 社の事業者が、事業公募においてグループを組成する場合のインセンティブは 20%となるのか。	実施事業者選定時のインセンティブについては、事業者公募における合計得点の 1 割を超えない範囲で付与することとしており、インセンティブを与えられた複数の事業者がグループ組成する場合は、各企業が対話で得たインセンティブが無駄にならないような配慮を検討したいと思います。
〃	提案内容については、自社で実施できる範囲についての提案でもよろしいか。	参加企業として対応可能な事業範囲での提案でかまいません。

質問月日	質問内容	回答
1月8日	実施要領 P9 対話参加事業者の資格(3)に記載のない事業全体のマネジメントを担う会社でも代表企業として参加できるとの理解でよろしいか。	御質問のような事業者の参加を想定していなかったものでありますが、本事業の趣旨に則し、それを実現できる事業者であれば、実施要領を拡大解釈し、参加可能なものとさせていただきます。
〃	様式3の誓約書に関して、押印は代表企業のみでよろしいか。	そのとおりです。
12月26日	グループで対話に参加した場合、インセンティブは、代表企業にのみ与えられるのか。	グループでの対話への参加は、事業公募の際も同じ構成で参加することを想定しているため、代表企業に与えることを考えています。しかし、事業公募への参加に当たり、対話の時点とは構成企業が異なる場合であって、インセンティブを得た評価の内容が明らかに構成企業に由来するようなときには、対話参加時点での構成企業に配慮することを検討したいと思います。
12月25日	都合で今日の現地説明会に参加できないが、再度開催してもらえないか。	1月10日(金)に開催する追加説明会の後実施します。
〃	測量図はあるのか。	<p>全体を測量したものは現時点ではありません。敷地の高低差など、土地利用を検討するために必要な図面については、来年度予算に要求している委託料の中で作成することを検討したいと思います。</p> <p>なお、地質調査については、消防西分署建設時(S48)及び第3棟建設時(S54)に実施したデータがあります。既成市街地でもあり、地質が大きく変わる要素はないので、そのデータを使用することができます。</p>

質問月日	質問内容	回答
〃	対話は、単独で参加できるのか。	対話に関しては、建設、設計、維持管理、運営の各業種単独での参加が可能ですが、事業実施の際には、建設から管理運営に至るまでを一つのグループで賄うことができる形での参加を求めることも想定しています。この場合には、いずれかのグループに参加していただくこととなりますが、各企業が対話で得たインセンティブが無駄にならないような配慮を検討したいと思います。